

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3206号)

令和7年5月1日

横 情 審 答 申 第 3206 号
令 和 7 年 5 月 1 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問につい
て (答申)

令和5年5月26日神生支第378号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「生活保護法第29条の規定に基づく年金調査について（令和3年度 特定
文書番号）の日本年金機構中央年金センターからの回答」の個人情報一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査について（令和3年度 特定文書番号）の日本年金機構中央年金センターからの回答」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査について（令和3年度 特定文書番号）の日本年金機構中央年金センターからの回答」（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年3月31日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第4号イ及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第4号イ該当性

生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条に基づく調査において、実施機関が保護の事務決定を行う上で必要であるため、法人等に提供や報告を求める情報のうち、法人等の所在地、電話番号、担当部署及び担当者名については、通例として公にしないことを条件に任意に提供されたものであり、それらを開示した場合、法人等が情報の提供や報告を行わなくなる等、保護の実施に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第4号イに該当する。

(2) 旧条例第22条第7号該当性

「回答についての問合せ先」の住所、電話番号、担当部署及び担当者名（以下「非開示部分」という。）は、一般的な問合せに対応している所管の年金事務所の連絡先とは異なり、限られた官公署等との連絡に使用されており、非公開とする前提でのものであることから、公表することで独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当する日本年金機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある。また、非公表であることを前提として提供された情報が開示されると、実施機関においても、日本年金機構との信頼関係が損なわれ、生活保護の適正実施のために必要な情報が得られなくなるなど、保護の決定や実施に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部の開示を求める。
- (2) 回答についての問合せ先の黒塗り部分を開示してほしい。
- (3) 中央年金センターよりの説明がほしいため。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 生活保護法第29条の規定に基づく年金調査に係る事務について

実施機関では、生活保護の要否の判定及び保護費の決定を適正に行うため、要保護者の年金受給権についての調査を実施し、また申請手続を行うまでの指導援助を行い、生活保護受給者の自立を促進し、調査の結果受給可能となった年金は、生活保護費の決定に正しく反映させている。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関による生活保護法第29条の規定に基づく年金の調査に対する日本年金機構中央年金センターからの回答である。

以下、非開示部分の非開示事由該当性につき検討する。

(4) 非開示部分のうち、住所、電話番号及び担当部署の旧条例第22条第7号柱書該当性

ア 旧条例第22条第7号柱書の規定

旧条例第22条第7号柱書では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方

独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

イ 旧条例第22条第7号柱書該当性

年金業務については、一般市民の関心が高く、日々多くの一般市民からの問合せがあり、年金業務に関する各問合せ窓口も整備されている。

実施機関の説明によれば、住所、電話番号及び担当部署は、一般的な問合せに対応している所管の年金事務所の連絡先とは異なり、限られた官公署等との連絡に使用されている。

のことからすれば、開示により、一般市民からの問合せの架電、来訪及び書類送付等がなされると、日本年金機構が人員や労力を割くことを余儀なくされる等して、本件のような地方公共団体からの照会に対する回答等を含む事務又は事業の遂行が遅延する蓋然性がある。

したがって、「支障」の程度は実質的なものであり、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が認められ、本号柱書に該当する。

(5) 非開示部分のうち、担当者名の旧条例第22条第3号該当性

ア 旧条例第22条第3号の規定

旧条例第22条第3号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ 旧条例第22条第3号該当性

担当者名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、日本年金機構の職員は公務員ではないものの一定の職位以上の職員の氏名を公表しているところ、担当者名に係る職員はこれに当たらないものと認められるから本号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。

(6) 非開示部分の旧条例第22条第4号イ該当性

上記のとおり、非開示部分は、旧条例第22条第7号柱書及び同条第3号に該当し、非開示処分を維持することになるから、同条第4号イ該当性については検討するまでもない。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年5月26日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年10月11日	・審査請求人から意見書を受理
令和5年10月12日	・審査請求人から意見書を受理
令和5年10月25日	・審査請求人から意見書を受理
令和7年3月6日 (第40回第四部会)	・審議
令和7年4月3日 (第41回第四部会)	・審議